

千葉県告示第313号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次の事業者を自転車駐車場の手数料における指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 指定納付受託者の名称、所在地、代表者氏名

所在地 東京都文京区本郷 3-33-5

商号又は名称 三菱UFJニコス株式会社

代表者氏名 代表取締役 石塚 啓

所在地 千葉県美浜区中瀬 2-6-1WBGマリブイースト 9階

商号又は名称 ちばぎんジェーシービーカード株式会社

代表者氏名 代表取締役 菅生 譲二

2 指定納付受託者に納入させる歳入

インターネットを利用し、クレジットカードにて納付する自転車駐車場の手数料

3 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで